

平成 25 年度地域別最低賃金額改正のお知らせ

全都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました。

(平成 25 年 9 月 10 日厚生労働省発表)

特定最低賃金の改定は、地方最低賃金審議会で審議中です。

平成25年度 地域別最低賃金額答申状況

都道府県名	答申最低賃金時間額※1 【円】	引上げ額 【円】	(発効予定年月日※2)
北海道	734 (719)	15	(平成25年10月18日) ※3
青森	665 (654)	11	(平成25年10月24日)
岩手	665 (653)	12	(平成25年10月26日)
宮城	696 (685)	11	(平成25年10月31日)
秋田	665 (654)	11	(平成25年10月24日)
山形	665 (654)	11	(平成25年10月24日)
福島	675 (664)	11	(平成25年10月6日) ※3
茨城	713 (699)	14	(平成25年10月19日)
栃木	718 (705)	13	(平成25年10月19日) ※3
群馬	707 (696)	11	(平成25年10月13日) ※3
埼玉	785 (771)	14	(平成25年10月20日) ※3
千葉	777 (756)	21	(平成25年10月18日) ※3
東京	869 (850)	19	(平成25年10月19日) ※3
神奈川	868 (849)	19	(平成25年10月20日)
新潟	701 (689)	12	(平成25年10月26日)
富山	712 (700)	12	(平成25年10月6日) ※3
石川	704 (693)	11	(平成25年10月19日) ※3
福井	701 (690)	11	(平成25年10月13日) ※3
山梨	706 (695)	11	(平成25年10月18日) ※3
長野	713 (700)	13	(平成25年10月19日) ※3
岐阜	724 (713)	11	(平成25年10月19日) ※3
静岡	749 (735)	14	(平成25年10月12日) ※3
愛知	780 (758)	22	(平成25年10月26日)
三重	737 (724)	13	(平成25年10月19日) ※3
滋賀	730 (716)	14	(平成25年10月24日)
京都	773 (759)	14	(平成25年10月24日)
大阪	819 (800)	19	(平成25年10月18日) ※3
兵庫	761 (749)	12	(平成25年10月19日) ※3
奈良	710 (699)	11	(平成25年10月20日)
和歌山	701 (690)	11	(平成25年10月19日) ※3
鳥取	664 (653)	11	(平成25年10月25日)
島根	664 (652)	12	(平成25年11月6日)
岡山	703 (691)	12	(平成25年10月30日)
広島	733 (719)	14	(平成25年10月24日)
山口	701 (690)	11	(平成25年10月10日) ※3
徳島	666 (654)	12	(平成25年10月30日)
香川	686 (674)	12	(平成25年10月20日)
愛媛	666 (654)	12	(平成25年10月31日)
高知	664 (652)	12	(平成25年10月26日)
福岡	712 (701)	11	(平成25年10月18日) ※3
佐賀	664 (653)	11	(平成25年10月26日)
長崎	664 (653)	11	(平成25年10月20日)
熊本	664 (653)	11	(平成25年10月30日)
大分	664 (653)	11	(平成25年10月20日)
宮崎	664 (653)	11	(平成25年10月31日)
鹿児島	665 (654)	11	(平成25年10月26日)
沖縄	664 (653)	11	(平成25年10月26日)
全国加重平均額	764 (749)	15	

※1 括弧書きは、平成24年度地域別最低賃金額。

※2 「発効予定年月日」欄の日付は異議審がない場合の最短のもの。ただし、※3は異議申出に係る手続が終了し、発効年月日は確定（平成25年9月9日現在）。